

第4章(繊維及び繊維製品章)附属書 品目別規則(概要)

1 解釈のための一般的注釈

- この附属書の規定の適用上、産品は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産される場合であって、かつ、(1)産品の生産に使用される個々の非原産材料が、この附属書に定める加工工程の要件、適用可能な関税分類の変更の要件その他要件を満たし、(2)産品が、第四章(繊維及び繊維製品章)及び第三章(原産地規則及び原産地手続)の他の全ての関連する要件を満たす場合には、原産品であるものとする。
- この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、
 - (1)品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要求するものとみなす。
 - (2)産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該産品は、当該複数の要件を全て満たすときにのみ原産品であるものとする。
 - (3)この附属書の付録に定める供給不足の物品の一覧表については、この附属書に定める品目別原産地規則に照らして解釈するものとする

2 品目別原産地規則

- この品目別原産地規則は、2007年1月1日に改正された統一システム(HS2007)に基づき作成されている。

【参考】

■この概要において、「CC」とは、産品への他の類の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの(すなわち類の変更)が行われたことをいう。

■この概要において「CTH」とは、産品への他の項の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち項の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「CTSH」とは、産品への他の号の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの(すなわち号の変更)が行われたことをいう。

■「第・・・類/項/号からの変更を除く」とは、その類/項/号の材料についてはTPP域内で原産性を有するものを使用する必要があることをいう。

関税分類番号	品目別原産地規則の概要
第 42 類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
4202.12	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る)
4202.22	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る)
4202.32	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る)
4202.92	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る)
第 50 類 絹及び絹織物	
50.01 - 50.02	CC
50.03 - 50.05	CTH
50.06	CTH(第 50.04 項から第 50.05 項までの材料からの変更を除く。)
50.07	CTH
第 51 類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	
51.01 - 51.02	CC
51.03	CTH
51.04 - 51.05	CC
51.06	CTH(第 51.07 項から第 51.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.07	CTH(第 51.06 項又は第 51.08 項から第 51.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.08	CTH(第 51.06 項から第 51.07 項までの各項又は第 51.09 項から第 51.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.09	CTH(第 51.06 項から第 51.08 項までの各項又は第 51.10 項の材料からの変更を除く。)
51.10	CTH(第 51.06 項から第 51.09 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.11	CTH(第 51.06 項から第 51.10 項までの各項、第 51.12 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.06 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5403.49 号までの各号、第 54.04 項又は第 55.09 項から第 55.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.12	CTH(第 51.06 項から第 51.11 項までの各項、第 51.13 項、第 52.05 項から第 52.06 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5403.49 号までの各号、第 54.04 項又は第 55.09 項から第 55.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.13	CTH(第 51.06 項から第 51.12 項までの各項、第 52.05 項から第 52.06 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5403.49 号までの各号、第 54.04 項又は第 55.09 項から第 55.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
第 52 類 綿及び綿織物	
52.01 - 52.03	CC
52.04 - 52.07	CC(第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5405.00 号までの各号又は第 55.01 項から第 55.07 項までの各項の材料からの変更を除く。)

52.08	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.07 項までの各項、第 52.09 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
52.09	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.08 項までの各項、第 52.10 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
52.10	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.09 項までの各項、第 52.11 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
52.11	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.10 項までの各項、第 52.12 項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
52.12	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.11 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
第 53 類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	
5301.10 - 5301.29	CC
5301.30	CTH
53.02 - 53.05	CC
53.06 - 53.11	CTH
第 54 類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	
54.01 - 54.06	CC(第 52.01 項から第 52.03 項までの各項、第 55.01 項から第 55.07 項までの各項又は第 55.09 項から第 55.11 項までの各項の材料からの変更を除く。)
54.07	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
54.08	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
第 55 類 人造繊維の短繊維及びその織物	
55.01 - 55.02	CC
55.03	CC(第 52.01 項から第 52.03 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号又は第 5403.42 号から第 5405.00 号までの各号の材料からの変更を除く。)
55.04 - 55.05	CC(第 54.01 項から第 54.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)

55.06 - 55.11	CC(第 52.01 項から第 52.03 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号又は第 5403.42 号から第 5405.00 号までの各号の材料からの変更を除く。)
5512.11 - 5512.21	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.11 項までの各項、第 5512.29 号から第 5512.99 号までの各号又は第 55.13 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
5512.29	CTH(第 51.06 項から第 51.10 項までの各項、第 52.05 項から第 52.06 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.11 項までの各項、第 5512.11 号から第 5512.21 号までの各号、第 5512.91 号から第 5512.99 号までの各号又は第 55.13 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
5512.91 - 5516.99	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.11 項までの各項、第 5512.11 号から第 5512.29 号までの各号又は第 55.13 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
55.13	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.12 項までの各項又は第 55.14 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
55.14	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.13 項までの各項又は第 55.15 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
55.15	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.14 項までの各項又は第 55.16 項の材料からの変更を除く。)
55.16	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.15 項までの各項の材料からの変更を除く。)
第 56 類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	
56.01 - 56.04	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
56.05	CC(第 51.06 項から第 51.10 項までの各項、第 52.04 項から第 52.07 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.01 項から第 55.11 項までの各項の材料からの変更を除く。)
56.06	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第

	5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
5607.21 - 5607.29	CC
5607.41 - 5607.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
56.08	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 53.06 項から第 53.08 項までの各項、第 53.10 項から第 53.11 項までの各項、第 5402.31 号から第 5402.69 号までの各号、第 54.04 項、第 54.06 項から第 54.08 項までの各項、第 5501.20 号から第 5501.90 号までの各号、第 5503.20 号から第 5503.40 号までの各号、第 55.05 項、第 5506.20 号から第 5506.90 号までの各号又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
56.09	CC(第 51.06 項から第 51.10 項までの各項、第 52.04 項から第 52.07 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5406.00 号までの各号又は第 55.01 項から第 55.11 項までの各項の材料からの変更を除く。)
第 57 類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	
57.01 - 57.05	CC
第 58 類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	
58.01 - 58.03	CC(第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
5804.10	CC(第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
5804.21 - 5804.30	CC
58.05 - 58.11	CC(第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	
59.01	CC(第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 54.07 項から第 54.08 項までの各項又は第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
59.02	CTH(第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
59.03 - 59.08	CC(第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 54.07 項から第 54.08 項までの各項又は第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
59.09	CC(第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
59.10	CTH(第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第

	55 類の材料からの変更を除く。)
59.11	CC(第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 54.07 項から第 54.08 項までの各項又は第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物	
6001.10	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52 類、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
6001.21 - 6001.99	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52 類、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55 類又は第 56.06 項の材料からの変更を除く。)
60.02 - 60.06	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52 類、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 56.06 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
第 61 類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	
	○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 60.02 項又は第 5806.20 号の生地(弾性糸を使用したもの)を含むこの類の産品は、そのような生地が、一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた糸から作られ、かつ、仕上げられた場合に限り、原産品であるものとする。 ○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 52.04 項、第 54.01 項若しくは第 55.08 項の縫糸又は縫糸として使用される第 54.02 項の糸を含むものは、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた場合に限り、原産品であるものとする
61.01 - 61.09	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.11	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.12 - 6110.19	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.20	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第

	5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.30	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.03 項、第 5506.30 号、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号の各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6111.20	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6111.30	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。)
6111.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
61.12 - 61.14	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
61.15	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。

61.16 - 61.17	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
第 62 類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	
	<p>○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 60.02 項又は第 5806.20 号の生地(弾性糸を使用したもの)を含むこの類の産品(第 6212.10 号の産品を除く。)は、その生地が、一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた糸から作られ、かつ、仕上げられた場合に限り、原産品であるものとする。</p> <p>○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 52.04 項、第 54.01 項若しくは第 55.08 項の縫糸又は縫糸として使用される第 54.02 項の糸を含むものは、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた場合に限り、原産品であるものとする。</p> <p>○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、日本の伝統的な着物又は帯については、一定の要件を満たしている場合には、原産品であるものとする。ただし、一又は二以上の締約国の領域において製造された生地から作られ、かつ、一又は二以上の締約国の領域において裁断及び縫合せの両方又は組立てが行われるときに限る。</p>
62.01 - 62.08	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6209.20	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6209.30	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。)
6209.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
62.10 - 62.11	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)た

	し、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6212.10	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。)
6212.20 - 6212.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
62.13 - 62.17	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら	
	○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 52.04 項、第 54.01 項若しくは第 55.08 項の縫糸又は縫糸として使用される第 54.02 項の糸を含むこの類の産品は、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において完全に作られた場合に限り、原産品であるものとする。
63.01 - 63.04	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.03 項、第 5506.30 号、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項、第 59.03 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
63.05	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
63.06 - 63.10	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項、第 59.03 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
第 66 類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	
66.01	CTH

第 70 類 ガラス及びその製品	
70.19	CTH
第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	
9404.9	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項、第 60.01 項から第 60.06 項までの各項、第 63.01 項から第 63.04 項までの各項又は第 6307.90 号の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方で行われ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられるときに限る。